

平成31年4月26日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、平成31年度4月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

- 議案第1号 農地法第3条許可申請書審議について (17件)
議案第2号 農地転用事業計画変更申請書審議について (2件)
議案第3号 農地法第5条許可申請書審議について (14件)
議案第4号 農用地利用集積計画審議について (67件)
議案第5号 非農地証明願出書審議について (1件)
議案第6号 荒廃農地に係る非農地判断審議について (2件)

〈 出席委員 〉(19人)

- | | | |
|-------------------|-----------|------------|
| 1番 馬場 恵三郎 (会長・議長) | 2番 田原 嘉治 | 3番 楠 眞憲 |
| 4番 重水 賢治 | 5番 日高 格一 | 6番 池田 澄弘 |
| 7番 野元 政博 | 8番 横山 義晴 | 9番 迫 千穂子 |
| 10番 末永 義弘 | 11番 馬場 五男 | 12番 久木田 洋子 |
| 13番 東 芳男 | 14番 今村 壽久 | 15番 山口 義廣 |
| 16番 奥 和俊 | 17番 濱村 義美 | 18番 池畑 正治 |
| 19番 今屋 政市 | | |

〈 欠席委員 〉(0人)

〈 推進委員出席者 〉

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|
| 20番 南 宏機 | 21番 <欠員> | 22番 東峯 満 | 23番 松崎 秀樹 |
| 24番 本村 敏英 | 25番 松崎 弘安 | 26番 瀧聞 隆男 | 27番 山下 浩二 |
| 28番 鳩野 哲盛 | 29番 檜物 茂広 | 30番 有馬 修一 | 31番 上野 勉 |
| 32番 肥後 博 | 33番 西園 賢一郎 | 34番 永野 彰一 | |

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

- | | | | |
|--------|--------|-----------|-------|
| 事務局長 | 上之原 誠 | 次長兼農業振興係長 | 東 浩文 |
| 農地調整係長 | 元山 敏志 | 農業振興係 | 内 智富美 |
| 農地調整係 | 尾之江 毅斉 | | |

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、平成31年度4月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が14名出席しております。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、11番「馬場 五男」委員と、12番「久木田 洋子」委員を指名させていただきます。

次に、日程第2、議案第1号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁から3頁をご覧ください。17件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は136,478㎡、作物は甘藷です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,626㎡、作物は野菜です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は16,469㎡、作物は水稻です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は9,791㎡、作物は水稻、野菜です。
番号5と番号6の権利取得者は同一人物で、権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,261㎡、作物は水稻です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,935㎡、作物は水稻です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,576㎡、作物は野菜です。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は19,759㎡、作物は水稻です。
番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,998㎡、作物は水稻です。
番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,326㎡、作物は水稻です。
番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,399㎡、作物は水稻です。
番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は750㎡、作物は野菜です。
番号14から番号16の権利取得者は同一人物で、権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は17,773㎡、作物は花です。
番号17の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,216㎡、作物は甘藷です。
以上、計17件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。
3番 議案第1号の番号1について報告いたします。
平成31年4月19日、私と副の濱村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第1号の番号2について報告いたします。
平成31年4月22日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第1号の番号3について報告いたします。

平成31年4月23日、私と副の迫委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第1号の番号4について報告いたします。

平成31年4月23日、私と副の迫委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第1号の番号5、番号6は権利取得者が同一人物ですので、一括して報告いたします。

平成31年4月25日、私と副の今村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第1号の番号7について報告いたします。

平成31年4月25日、私と副の今村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第1号の番号8について報告いたします。

平成31年4月25日、私と副の今村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第1号の番号9について報告いたします。

平成31年4月20日、私と副の鳩野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第1号の番号10について報告いたします。

平成31年4月20日、私と副の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第1号の番号11について報告いたします。

平成31年4月20日、私と副の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第1号の番号12について報告いたします。

平成31年4月24日、私と副の末永委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第1号の番号13について報告いたします。

平成31年4月20日、私と副の末永委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第1号の番号14から番号16は権利取得者が同一人物ですので、一括して報告いたします。

平成31年4月20日、私と副の末永委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第1号の番号17について報告いたします。

平成31年4月19日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第1号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第1号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第2号農地転用事業計画変更申請書審議を議題といたします。

なお、番号2は、日程第4、議案第3号農地法第5条許可申請書審議の番号2と関連がありますの

で、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の19頁をご覧ください。

番号1は、平成23年4月26日付け指令農振第5号17で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

変更理由について、ガソリン需要の低迷により当初計画を断念し、自社の資材置場を確保する必要があることから事業計画に変更を要することとなったため、今回事業計画変更申請の承認を得ようとするものです。

次に、番号2は、農地法第5条許可申請の22頁、番号2と関連がありますので、一括して説明いたします。それでは、19頁により説明させていただきます。

本申請は、平成31年2月28日付け指令日農委第5号76で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

変更理由について、当初計画地と隣接地2筆を一体利用することにより、施設配置及び工事計画に変更を要することとなったため、今回事業計画変更申請の承認及び農地法第5条申請の許可を得ようとするもので、権利種別は所有権移転です。

以上、計3件、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認要件を、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

4番 議案第2号の番号1について報告いたします。

平成31年4月19日、私と副の松崎秀樹委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、土地改良事業が施工された農地であるが、申請地の周囲50m以内に3戸以上あり、集落に接続して資材置場を整備するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

承認後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

6番 議案第2号の番号2、議案第3号の番号2については、一括して報告いたします。

平成31年4月22日、私と副の東峯委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.9haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。承認相当と許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第2号農地転用事業計画変更申請書審議の案件について承認し、関連する議案第3号農地法第5条許可申請書審議の番号2の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第2号農地転用事業計画変更申請書審議の案件について承認し、関連する議案第3号農地法第5条許可申請書審議の番号2の案件について許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第3号農地法第5条許可申請書審議の番号2以外の案件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の22頁から23頁をご覧ください。13件です。

番号1の転用目的は、倉庫・駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は使用貸借権設定です。

番号4の転用目的は、工事車両及び資材置場、権利種別は使用貸借権設定です。

番号5の転用目的は、展示場兼事務所、権利種別は貸借権設定です。

番号6の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、倉庫・駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号8、番号9の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号10の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号11、番号12の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号13の転用目的は、宅地造成、権利種別は所有権移転です。

番号14の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

なお、番号3の一般住宅の転用事業妥当面積の概ね500㎡を超えている理由について、申請地は不整形地であることから今回の申請面積となったものです。

また、番号4は、一時的な利用に供する一時転用です。

番号5、番号8及び番号12は、転用済みのため、始末書が付いています。

農地以外の隣接地と一体利用する番号9の事業計画全体面積は540.04㎡、番号10の事業計画全体面積は296㎡です。

以上、計13件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

4番 議案第3号の番号1について報告いたします。

平成31年4月19日、私と副の松崎秀樹委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第3号の番号3について報告いたします。

平成31年4月22日、私と副の東峯委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第3号の番号4について報告いたします。

平成31年4月23日、私と副の迫委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第3号の番号5について報告いたします。

平成31年4月25日、私と副の今村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第3号の番号6について報告いたします。

平成31年4月19日、私と副の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、申請地の周囲50m以内に3戸以上あり、集落に接続して一般住宅を建築するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第3号の番号7について報告いたします。

平成31年4月20日、私と副の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第3号の番号8について報告いたします。

平成31年4月23日、私と副の田原委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第3号の番号9について報告いたします。

平成31年4月23日、私と副の田原委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第3号の番号10について報告いたします。

平成31年4月20日、私と副の末永委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第3号の番号11について報告いたします。

平成31年4月21日、私と副の末永委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第3号の番号12について報告いたします。

平成31年4月21日、私と副の末永委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第3号の番号13について報告いたします。

平成31年4月19日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第3号の番号14について報告いたします。

平成31年4月19日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

16番 番号5の転用目的が展示場となっていますが、どのような建物ですか。

事務局 鹿児島大学建築科の研究成果を展示する建物です。

会長 他にご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第3号農地法第5条許可申請書審議の番号2以外の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第3号農地法第5条許可申請書審議の番号2以外の案件について許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第4号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

まず、議事参与制限等の案件を先に審議いたします。

会長 東峯委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

22番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 所有権移転から説明いたします。資料の38頁の番号1と番号2です。

面積について、田はなし、畑は1, 217㎡、計1, 217㎡、利用権設定件数は2件です。

次に貸借について説明いたします。資料の39頁の番号1です。

面積について、田はなし、畑1, 714㎡、計1, 714㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第4号農用地利用集積計画審議の東峯委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第4号農用地利用集積計画審議の東峯委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

東峯委員に着席の連絡をしてください。

22番 〔着席〕

会長 次に、山口委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

15番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 42頁の番号15と番号16です。貸借です。

面積について、田は1,764㎡、畑はなし、計1,764㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第4号農用地利用集積計画審議の山口委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第4号農用地利用集積計画審議の山口委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

15番 〔着席〕

会長 次に、西園委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

33番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 47頁の番号39です。貸借です。

面積について、田は257㎡、畑はなし、計257㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑ございませんので、議案第4号農用地利用集積計画審議の西園委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数ですので、議案第4号農用地利用集積計画審議の西園委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

西園委員に着席の連絡をしてください。

33番 〔着席〕

会長 次に、永野委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

34番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 47頁の番号40と番号41です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は1,930㎡、計1,930㎡、うち再設定面積は930㎡、利用

権設定件数は2件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第4号農用地利用集積計画審議の永野委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第4号農用地利用集積計画審議の永野委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

永野委員に着席の連絡をしてください。

34番 [着席]

会長 議事参与制限等の案件が済みしましたので、その他の案件を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 所有権移転から説明いたします。資料の38頁です。

面積について、田はなし、畑は406㎡、計406㎡、利用権設定件数は1件です。

次に貸借について説明いたします。資料の39頁から50頁です。

面積について、田は31,851㎡、畑39,748㎡、計71,599㎡、うち再設定面積は30,234㎡、利用権設定件数は54件、うち再設定件数は12件です。

その他、農地中間管理機構分について説明いたします。

資料の51頁です。

東市来分として、面積について、田は2,586㎡、畑は7,188㎡、計9,774㎡、利用権設定件数は4件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第4号農用地利用集積計画審議の議事参与制限等以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第4号農用地利用集積計画審議の議事参与制限等以外の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

次に、日程第6、議案第5号非農地証明願出書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の52頁をご覧ください。1件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

以上、計1件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

- 15番 議案第5号の番号1について報告いたします。
平成31年4月21日、私と副の末永委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。非農地として証明することが相当であるとの報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑ございませんので、議案第5号非農地証明願出書審議の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数ですので、議案第5号非農地証明願出書審議の案件について、非農地として証明することに決定しました。
次に、日程第7、議案第6号荒廃農地に係る非農地判断審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の54頁をご覧ください。
申出分で、田はなし、畑2筆3,062㎡、計2筆3,062㎡です。農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑ございませんので、議案第6号荒廃農地に係る非農地判断審議の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数ですので、議案第6号荒廃農地に係る非農地判断審議の案件について、非農地として判断することに決定しました。
すべての審議が終わりました。閉会のあいさつを会長代理をお願いします。
- 2番 平成31年度4月総会を閉会します。

(閉会 10時30分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 (印)

11番 (印)

12番 (印)